

平成26年度主要な政策に係る評価書

(総務省25-③)

政策名 ^(※1)	政策3: 行政評価等による行政制度・運営の改善	分野	行政改革・行政運営			
政策の概要	各府省の政策・業務の実施状況等の調査結果に基づき勧告等を行う行政評価局調査の実施により、行政制度・運営の見直し・改善を推進するほか、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価の推進や、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあつせん等を行う行政相談を実施。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あつせん等を実施。					
基本目標 【達成すべき目標】	行政評価機能の更なる発揮を通じて行政運営全般を見直すことにより、国民に信頼される質の高い行政の実現に努める。					
政策の予算額・執行額等	区 分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	617,440	689,522	862,711	901,456
		補正予算(b)	-85	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	617,355	689,522	862,711	
執行額(千円)		541,116	574,692			

(注) 行政相談機能向上に係る体制等の整備等のため、平成25年度の当初予算額が増加している。

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針	平成25年6月14日	第3章4 実効性あるPDCAの実行
	平成26年度予算編成の基本方針	平成25年12月12日	Ⅲ2 公的部門の改革

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 ^(※3)
政府内にあって施策や事業の担当府省とは異なる立場から、各府省の政策・業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	1 行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況	【全国規模の調査】 平成23年度に着手した調査8本のうち4本については、平成24年度末までに勧告を行った。残る4本のうち、3本については、平成25年4月に勧告を行い、1本については、同年6月に勧告を行った。また、平成24年度に着手した調査10本のうち、1本については平成25年3月に勧告を行った。 【24年度】	【全国規模の調査】 平成24年度に着手した調査10本のうち7本については、平成25年度末までに勧告を行った。残る3本についても、平成26年6月までに勧告を行った。 平成25年度に着手した調査9本については、平成26年度末の適期に勧告等を行えるよう調査を進めた(別紙参照)。 【25年度】	【全国規模の調査】 平成24年度に着手した調査10本については、平成25年度末までの適期に勧告等を行う。また、平成25年度新規調査9本については平成26年度末までの適期に勧告等を行う(別紙参照)。 【25年度】	□
		【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評価事務所等においては、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、29局所で、25本の地域計画調査を実施 【24年度】	【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評価事務所等においては、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、29局所で、14本の地域計画調査を実施し、調査結果に基づき、関係機関に対して具体的な改善を図るよう通知した。 詳細は以下のURLを参照 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html 【25年度】	【地域計画調査】 地域における行政上の問題について具体的な改善を推進するため、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、前年度以上の実施局所数及びテーマ数の地域計画調査を実施する。 【25年度】	□
		【常時監視活動】 関係行政機関の取組方針、動向等について常時監視活動を実施し、関係行政機関に対し、本省において2件、局所において1件の実態把握結果の通知を行った。 【24年度】	【常時監視活動】 関係行政機関の取組状況、社会的な問題の発生状況等に係る関連情報及び管内行政情報を局所から報告させ、本省及び各局所で情報共有した。 また、この管内行政情報により前年度に5局所から7件の報告があった生活保護行政について、調査実施の要請等も踏まえ、急遽、平成25年度行政評価等プログラムに「生活保護に関する実態調査」として盛り込み、同年8月から本省及び21局所で実態調査を開始した。同調査の概要は下記URLを参照 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/77071.html 【25年度】	【常時監視活動】 毎年度、関係行政機関の取組方針、動向等について、常時監視活動を展開し、必要に応じ、機動調査等の実施を行うこと。 【29年度】	—
2 行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況	全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率 83.7% (平成24年度に2回目のフォローアップを行った勧告6本分の指摘事項数(1,063)に対する改善措置済みの事項数(890)の割合) 【24年度】	全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率(平成25年度に2回目のフォローアップを実施したテーマ4本分の平均値) 88.7% (参考) 勧告における指摘事項数(1,542)に対する改善措置済みの事項数(1,184)の割合 76.8% 【25年度】	各年度に改善措置状況(2回目のフォローアップ)を求める、既往の全国規模の調査に基づく勧告等における指摘事項の全てについて、改善が図られるようにすること。 (改善措置率100%) 【29年度】	—	

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと	3	行政事業レビューとの連携の強化の状況	平成25年4月2日開催の行政改革推進会議の議論を踏まえ、平成25年4月27日に「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年度3月27日政策評価各府省連絡会議了承)の一部改正を実施し、平成25年度以降に取り組む政策評価と行政事業レビューの連携の強化方針について定めた。 【25年度】	全府省において当該取組は実施されており、事前分析表に記載すべき行政事業レビュー対象事業の多くは、適切に記載されているが、改善を要するものも見られた。その主なものは以下のとおり。 ・移替え予算で、要求府省に一括計上し、他府省で執行する事業 ・単純な記載漏れ、記載省略 ・一部府省における、事業名及び事業番号を共通化した事前分析表の作成、公表の遅延 【25年度】	i) 全府省において、「政策評価の事前分析表」と「行政事業レビューシート」の事業名と事業番号を共通化 【25年度】	ロ	
				全府省において、施策と事務事業の状況を一体的に把握する取組が実施された。 【25年度】	ii) 全府省において、政策評価と行政事業レビューの作業プロセスにおける連携を強化し、施策と事務事業の状況を一体的に把握する取組を実施 【25年度】	イ	
				25年度においては、上記 i) 及び ii) の取組を行うこととし、上記のとおり結果となった。 【25年度】	iii) 全府省における行政事業レビューとの連携の強化の取組の定着(フォローアップ等)により検証を実施 【29年度】	ー	
	4	評価基準の標準化の状況	目標の達成状況の表示方法について、11行政機関は評価区分を設定していない。また、5行政機関は区分を設定しているが、それぞれ独自の区分であり、統一したものとなっていない。 【24年度】	標準化の具体的取組として、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会における審議等を経て、平成25年12月に、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」を策定し、平成26年度から施策の進捗状況を横断的かつ分かりやすく把握できるように、各府省共通の5区分を導入することを決定した。 【25年度】	政策の特性に応じた共通的な評価結果の表示方法について、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会における審議等を踏まえ、次期評価から実施すべく平成25年度内に具体的取組を決定 【25年度】	イ	
	5	政策評価の重点化・深掘りによる質の向上	各府省の主要な政策全般について、約500の施策に区分されるが、一部府省で数年に1度のローテーションで評価がなされており、平成24年度は約350施策を評価。毎年度実施される評価は、目標の達成状況のチェック等が中心。 【24年度】	重点化の具体的取組として、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会における審議等を経て、平成25年12月に、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」を策定し、平成26年度から、評価を、単に毎年度実施するのではなく、施策の節目にあわせて実施し、評価内容の深掘りすることを決定した。 【25年度】	評価の重点化・深掘りによる質の向上について、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会における審議等を踏まえ、次期評価から実施すべく平成25年度内に具体的取組を決定 【25年度】	イ	
	6	政策評価ポータルサイトを利用した利便性の向上	評価結果を国民に分かりやすく公表するため、総務省のホームページに「政策評価ポータルサイト」を設置し、各府省の「政策体系」、「評価情報」、「概算要求への反映状況」など政策評価に関する情報を1か所で把握できるよう整理 【24年度】	政策評価ポータルサイトにおいて、行政事業レビューシートも一覧的に参照できるよう改良し、また、各府省の政策評価ページの情報を対象としたフリーワード検索機能を強化するといった内容の充実を図った。 【25年度】	i) 政策評価に関連する行政事業レビューの情報も、一覧しやすい形で併せて参照できるようにするなど、内容の充実を図る 【25年度】	イ	
			各府省における政策評価に関する情報の公表から約1週間程度で政策評価ポータルサイトの情報を更新 【24年度】	97件のうち、88件(90.7%)において、1週間以内での更新を行った。 【25年度】	ii) 年間を通じて、常に各府省における政策評価に関する情報の公表から1週間以内に政策評価ポータルサイトの関連する情報を更新 【29年度】	ー	
	7	各府省が作成した評価書について、評価の過程で使用したデータ又はその所在情報の記載率	80%(前年度と同様に各府省別、研究開発・政府開発援助・新規事業評価・各公共事業等別に評価書を計100件抽出して確認) 【24年度】	22年度 77% 25年度 82%	23年度 78% 26年度 ー	24年度 80% 27年度 ー	平成25年度から29年度にかけての記載率を、毎年度基準値(80%)以上とし、かつ前年度実績(値)より上昇させる 【29年度】
8	客観性担保評価活動(政策評価の点検の対象とした評価(評価マニュアルを含む。)のうち、課題を指摘する必要がなかったものの割合	45% 【24年度】	58% 【25年度】	50%以上 【25年度】	イ		
				70%程度 【29年度】	ー		

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	9	中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数	50件(速報値) 【24年度】	47件 【25年度】	50件以上 【25年度】	口
					過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする 【29年度】	—
	10	行政評価局(管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。)における行政相談の総処理件数	165,392件(速報値) 【24年度】	168,047件 【25年度】	166,988件以上 【25年度】	イ
					過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする 【29年度】	—
	11	管区行政評価局又は行政評価事務所が行政相談委員から処理協力を求められて処理した相談件数	1,260件(速報値) 【24年度】	1,316件 【25年度】	1,276件以上 【25年度】	イ
					過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする 【29年度】	—
	12	行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数	208件(速報値) 【24年度】	270件 【25年度】	246件以上 【25年度】	イ
					過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする 【29年度】	—
年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	13	年金記録に関するあっせん等の実施(申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行うまでに要する期間(全国平均))(特に前年度受付事案の処理完了時期(申立人側の事情等により処理を終えられないものを除く。))	転送からあっせんまで100.1日(平成23年度受付事案の処理完了時期 24年9月末) ※平成24年度処理事案数は11,507件。調査対象事案数は、全国計875件(1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、1,000件に満たない。) 【24年度】	転送からあっせんまで109.5日(平成24年度受付事案の処理完了時期 25年9月末) (測定方法) 全国9委員会3事務室(計12か所)ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類(※)ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの ※①国民年金あっせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あっせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類 ※平成25年度処理事案数は8,190件。調査対象事案数は、全国計228件(1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、240件に満たない。) 【25年度】	転送からあっせんまで100日以内(特に平成24年度受付事案については、申立人側の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも平成25年9月末までに処理) 【25年度】	口

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	進展が大きくない
	(判断根拠)	一部の測定指標で目標が達成されず、また達成した目標についても大きな進展があったとはいえないため。
政策の分析	○行政評価局調査	4目標のうち目標未達成は2目標、残りの2目標は、目標期間中であるが順調に成果をあげている。 全国規模の調査については、スケジュールの面で目標未達成であった。勧告を実施したものについては、国会や報道機関等で取り上げられ、国民の関心を踏まえるものとなった。 地域計画調査については、実施テーマ数が減少したため目標未達成であった。調査を実施したものについては、地域における行政上の問題を指摘することを通じ、その改善を図った。 常時監視活動については、局所から報告のあった関連情報を本省及び各局所で共有するなど、例年どおり実施した。
	○政策評価推進	10目標のうち目標達成は5目標、目標未達成は1目標。残りの4目標は、目標期間中であるが、順調に成果をあげている。 効果的・効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすため、主に以下の取組を実施 ・全府省において、「政策評価の事前分析表」と「行政事業レビューシート」の事業名と事業番号を共通化、政策評価担当部局と行政事業レビュー担当部局との連携確保 ・平成25年12月に「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」を策定し、目標達成度合いの評価を標準化、評価対象の重点化 ・政策評価の点検を実施し、課題を指摘する必要がなかった評価の割合が増加 目標未達成であった測定指標3の目標 i について、本来、事前分析表は年度早期に作成されるべきものである。しかし、一部府省において、政策体系の見直しを行っており、当局による早期作成の一層の働きかけが不十分であったこととあいまって、事業名と事業番号を共通化した事前分析表の作成・公表が年度末になった。
	○行政相談	8目標のうち目標達成は3目標、目標未達成は1目標。残りの4目標は、目標期間中であるが、順調に成果をあげている。 「中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数」について、目標未達成であった。これは、開催局所における苦情事案そのものの増減に加え、苦情事案のうち行政苦情救済推進会議で審議すべきものが結果として少なかったといったことが要因である。 他方、行政苦情救済推進会議における審議を踏まえ、総務省と法務省にあっせんした結果、第186回通常国会において地方自治法が改正され、地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の創設が行われた。
	○年金記録に関するあっせん等	目標未達成であった。 これは、当初、平成25年4月に実施する予定であった地方委員会の集約化(50委員会→9委員会3事務室(計12か所))が予算成立の都合により5月にずれこんでしまったため、想定したよりも集約後の地方委員会の機能発揮に時間がかかった等のためである。 他方、前年度受付事案の処理完了時期については、事案処理の進捗状況を管理し、迅速かつ効率的な処理に努めたことにより、目標を達成することができた。
評価結果		

(別紙) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に係る調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成過程、予算執行等適切な時期に勧告を行うなど、各調査の内容に応じて適時かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め可能なものについては、調査途上であっても、まとまり次第、公表する。

(平成24年度に調査に着手したもの)

目標	実績
<p>○消費者取引に関する政策評価(総合性確保評価)(平成24年12月～) 本政策評価は、消費者取引に関する政策について、総体としての程度効果を上げていくかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成25年度末目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○消費者取引に関する政策評価(総合性確保評価)(平成24年12月～平成26年4月) ほぼ目標どおり、平成26年4月18日に消費者庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省に対し勧告を行った。 本政策評価において勧告した内容については、国会の審議においても取り上げられ、指摘事項の改善に向けた積極的な取組について、担当大臣から答弁がなされている。</p>
<p>○申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査ー東日本大震災に係るものを中心としてー(平成24年4月～) 本行政評価・監視は、申請手続等に係る負担の状況、東日本大震災の復興支援に伴う申請手続の緩和等の実施状況などを調査し、国民負担の軽減を図るために実施するものであり、東日本大震災関連については、平成25年3月1日に勧告を行ったところ。 それ以外の申請手続については、平成25年度の早期にとりまとめ、勧告等を行う。 なお、本行政評価・監視と併せて実施することとした「許認可等の統一的把握」については、平成25年3月29日に結果を取りまとめ、公表した。</p>	<p>○申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査(平成24年4月～平成25年11月) 東日本大震災関連については平成25年3月1日に勧告を行った。それ以外の一般手続関連については、東日本大震災関連の回答なども考慮しながら勧告する必要があったため、取りまとめが予定より遅れ、平成25年11月1日に金融庁、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省及び環境省に対し勧告を行った。 目標の時期に勧告することはできなかったものの、勧告を踏まえ、関係機関の施策・運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれ、今後フォローアップを実施予定。</p>
<p>○農業水利施設の保全管理に関する行政評価・監視(平成24年8月～) 本行政評価・監視は、農業水利施設の維持・管理の状況を調査し、既存施設の有効利用を図り、ストックマネジメントの取組を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成25年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○農業水利施設の保全管理に関する行政評価・監視(平成24年8月～平成25年9月) 本行政評価・監視は、関係データや事例の精査、事実確認等に時間を要したため、取りまとめが予定より遅れ、平成25年9月27日に農林水産省に対し勧告を行った。 目標の時期に勧告することはできなかったものの、勧告を踏まえ、関係機関の運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれ、今後フォローアップを実施予定。</p>
<p>○医療安全対策に関する行政評価・監視(平成24年8月～) 本行政評価・監視は、国等による医療安全対策の実施状況、医療機関における医療事故対策及び院内感染対策の実施状況を調査し、医療機関における医療安全対策の向上に資するために実施するものであり、医療安全に係る運用の改善に反映・活用されるよう、平成25年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○医療安全対策に関する行政評価・監視(平成24年8月～平成25年8月) 本行政評価・監視は、ほぼ目標どおり、平成25年8月30日に厚生労働省に対し勧告を行った。 当該勧告を受けて、厚生労働省は、①医療事故情報収集等事業の実効性を確保する観点から、日本医療機能評価機構による教育研修会(平成25年度は3回開催)において法令等で定める事故等事案の内容等の周知徹底を実施、②特定機能病院以外の医療機関において高度な医療機器の安全使用のための定期的な研修が実施されるよう、平成26年度中に適切な研修方法をガイドライン等として取りまとめ、都道府県等を通じて当該医療機関に周知、③委託業者に対する院内感染対策研修が的確に実施されるよう、26年度中に新たな仕組みを整備し、都道府県を通じて医療機関に周知する、などの改善措置を講じた、又は講ずる予定である。</p>
<p>○震災対策の推進に関する行政評価・監視ー災害応急・復旧対策を中心としてー(平成24年12月～) 本行政評価・監視は、東日本大震災への対応の検証を踏まえ、防災計画の改定状況、改定後の防災計画に基づく防災対策の実施状況、災害応急対策の実施状況等を調査し、震災対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○震災対策の推進に関する行政評価・監視ー災害応急対策を中心としてー(平成24年12月～平成26年6月) 本行政評価・監視は、関係データの集計・精査や事例の整理・確認等に時間を要したため、取りまとめが予定より遅れ、平成26年6月27日に内閣府、総務省、厚生労働省及び経済産業省に対し勧告を行った。 目標の時期に勧告することはできなかったものの、勧告を踏まえ、関係機関の運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれ、今後フォローアップを実施予定。</p>
<p>○契約における実質的な競争性の確保に関する調査ー役務契約を中心としてー(平成24年12月～) 本行政評価・監視は、二者以上の応札があった役務契約を中心として、契約の実施状況、予定価格の設定状況、応募(応札)条件の設定状況、契約に係る情報の公表状況などを調査し、契約における実質的な競争性・効率性・透明性の確保に資するために実施するものであり、各府省の契約業務の改善に反映・活用されるよう、平成25年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○契約における実質的な競争性の確保に関する調査ー役務契約を中心としてー(平成24年12月～平成26年1月) 全府省の251会計機関における約7,000件の契約案件を対象として実施した調査結果を取りまとめる必要があり、また、実際に報告書に掲載した事例約500の指摘事項を整理及び経済産業省との事実確認を行う必要があったことから取りまとめが予定より遅れ、平成26年1月28日に全府省に対し勧告を行った。 目標の時期に勧告することはできなかったものの、公表時のテレビ、新聞(中央6社以外も含む)等の報道、国会等各方面からの反応は非常に大きく、勧告を踏まえ、関係府省における施策・運用の改善に有効に反映・活用が行われるものと見込まれる。</p>
<p>○科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視(平成24年12月～) 本行政評価・監視は、研究機関における科学研究費補助金の適正管理に関し文部科学省が講じている措置とそれによる効果、受給機関における研究費の適正管理の推進体制や仕組みの整備状況等を調査し、科学研究費補助金の適正な使用の確保に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、平成25年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視(平成24年12月～平成25年11月) 本省での61大学576研究課題の収支簿情報の分析について膨大な事務的負荷が発生したことなどから、取りまとめが予定より遅れ、平成25年11月12日に文部科学省に対し勧告を行った。 目標の時期に勧告することはできなかったものの、文科省副大臣をヘッドとした研究不正に係る検討に資するという観点から、文科省による改革案が出る前に勧告することができた。</p>
<p>○特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視(平成24年12月～) 本行政評価・監視は、特別民間法人及び特別法人の業務・運営状況、これら法人に対する所管府省の指導監督の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものであり、指導監督の適切な実施等に資するよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視(平成24年12月～平成25年12月) ほぼ目標どおり、平成25年12月13日に関係9府省に対し勧告を行った。 勧告を踏まえ、特別民間法人等の法人運営の適正化の推進が図られるものと見込まれ、今後フォローアップを実施予定。</p>
<p>○設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視ー国民一般を対象としたサービスを提供する法人を中心としてー(平成25年3月～) 本行政評価・監視は、設立に認可を要する法人の設立認可等の審査の実施状況、行政庁による指導監督の実施状況、国等からの補助金の執行及び委託業務等の実施状況などを調査し、その業務運営の健全性及び透明性を確保し、推進を図る観点から実施するものであり、行政庁による認可や指導監督の運用改善に反映・活用されるよう、平成26年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視(平成25年3月～平成26年6月) 本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成26年6月24日に文部科学省及び厚生労働省に対し勧告を行った。 目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告が所轄庁による認可や指導監督の運用改善に反映・活用されることが見込まれ、今後、その確認のためのフォローアップを実施予定。</p>
<p>○刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視(平成25年3月～) 本行政評価・監視は、刑務所出所者等に対する就労支援や住居確保・福祉的な支援のための取組の実施状況等を調査し、刑務所出所者等への実効性のある社会復帰支援対策の推進を図るために実施するものであり、効果的な支援のための改善が早期に講じられるよう、平成26年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視(平成25年3月～平成26年3月) 目標どおり、平成26年3月25日に法務省及び厚生労働省に対し勧告を行った。 勧告を踏まえ、関係機関の施策・運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれ、今後フォローアップを実施予定。</p>

目標	実績
<p>○食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価）（平成25年12月～） 本政策評価は、食育に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成26年度末を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価）（平成25年12月～） 本政策評価は、食育に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成25年12月に調査に着手したところ。今後は平成26年度末を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p>○生活保護に関する実態調査（平成25年8月～） 本行政評価・監視は、要保護者に対する保護事務の実施状況、生活保護受給者に対する就労・自立支援等の実施状況、生活保護の適正支給に係る取組の実施状況等を調査し、生活保護の支給事務の適正な実施に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○生活保護に関する実態調査（平成25年8月～平成26年8月） ほぼ目標どおり、平成26年8月1日に厚生労働省に対し勧告を行った。勧告を踏まえ、関係機関の施策・運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれ、今後フォローアップを実施予定。</p>
<p>○外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視（平成25年8月～） 本行政評価・監視は、「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」（H21.3.3勧告）の勧告事項についての対応・措置状況、訪日外国人旅行者の受入環境の整備に係る事業の実施状況等を調査し、観光地域における訪日外国人旅行者の受入環境の整備に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、平成26年5月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視（平成25年8月～平成26年7月） 本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、取りまとめが予定より遅れ、平成26年7月18日に国交省及び法務省に対し勧告を行った。目標の時期に勧告することはできなかったものの、ビジット・ジャパン事業の効果的な実施、入国審査待ち時間の短縮化、国際観光ホテル登録制度や通訳ガイドの役割や活用方策の見直しなど、当勧告の内容は、政府の重要課題である観光立国の実現に十分寄与するものと見込まれ、今後、フォローアップを実施予定。</p>
<p>○気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視（平成25年8月～） 本行政評価・監視は、気象、地震及び津波の観測・予測業務の実施状況、信頼性向上対策の実施状況などを調査し、気象予測の精度向上等を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視（平成25年8月～） 本行政評価・監視は、気象、地震及び津波の観測・予測業務の実施状況、信頼性向上対策の実施状況などを調査し、気象予測の精度向上等を推進するために実施するものであり、平成25年8月に調査に着手したところ。今後は予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成26年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p>○規制の簡素合理化に関する調査（平成25年8月～） 本行政評価・監視は、政府全体の規制の改革の動向にも留意しつつ、規制に関する国民（関係団体等を含む。）からの意見・要望、これらに対する関係府省による対応状況等を調査し、規制の簡素合理化による民間活力の活用や国民負担の軽減を図るために実施するものであり、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○規制の簡素合理化に関する調査（平成25年8月～） 本行政評価・監視は、政府全体の規制の改革の動向にも留意しつつ、規制に関する国民（関係団体等を含む。）からの意見・要望、これらに対する関係府省による対応状況等を調査し、規制の簡素合理化による民間活力の活用や国民負担の軽減を図るために実施するものであり、平成25年8月に調査に着手したところ。今後は平成26年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p>○医師等の確保対策に関する行政評価・監視（平成25年12月～） 本行政評価・監視は、国及び都道府県における医師等の確保及び偏在対策の実施状況、勤務医等の勤務環境改善の取組、看護職員の確保対策の実施状況などを調査し、医師等確保対策の推進を図るために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○医師等の確保対策に関する行政評価・監視（平成25年12月～） 本行政評価・監視は、国及び都道府県における医師等の確保及び偏在対策の実施状況、勤務医等の勤務環境改善の取組、看護職員の確保対策の実施状況などを調査し、医師等確保対策の推進を図るために実施するものであり、平成25年12月に調査に着手したところ。今後は、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p>○道路交通安全対策（自転車安全対策）に関する行政評価・監視（平成25年12月～） 本行政評価・監視は、自転車利用者に対するルールの周知啓発、安全教育の実施状況、自転車通行環境の整備状況、自転車交通違反に対する街頭指導等の実施状況、関係機関等との連携状況等を調査し、自転車交通の安全性の確保に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○道路交通安全対策（自転車安全対策）に関する行政評価・監視（平成25年12月～） 本行政評価・監視は、自転車利用者に対するルールの周知啓発、安全教育の実施状況、自転車通行環境の整備状況、自転車交通違反に対する街頭指導等の実施状況、関係機関等との連携状況等を調査し、自転車交通の安全性の確保に資するために実施するものであり、平成25年12月に調査に着手したところ。今後は関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p>○PFIの推進に関する行政評価・監視（平成25年12月～） 本行政評価・監視は、国及び地方公共団体が作成した実施方針に基づくPFI事業の進捗状況、平成23年6月のPFI法改正に伴って導入された新制度の活用状況及び国における地方公共団体への支援の実施状況などを調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○PFIの推進に関する行政評価・監視（平成25年12月～） 本行政評価・監視は、国及び地方公共団体等におけるPFI事業の実施状況、平成23年6月のPFI法改正に伴って導入された新制度の活用状況及び国等における地方公共団体への支援の実施状況に加え、平成25年6月に策定されたPFIの抜本的な改革に向けたアクションプランに基づく取組状況についても調査することとし、平成25年9月に調査に着手したところ。今後は関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p>○温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業の実施状況に関する行政評価・監視（平成25年12月～） 本行政評価・監視は、温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業等の申請手続・審査の実施状況、事業の実施状況、事業終了後の実績把握や効果検証の実施状況、類似・連携事業に係る省庁間の連携・調整の状況等を調査し、費用対効果の乏しい事業の廃止、類似事業の統合等に資するために実施するものであり、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業の実施状況に関する行政評価・監視（平成25年12月～） 本行政評価・監視は、平成25年度地球温暖化関係予算のうち「2020年までに温室効果ガス削減に効果があるもの」とされたエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する国庫補助事業について、効果の発現状況や検証状況等を調査するものであり、平成25年12月に調査に着手したところ。今後は関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり		
		(判断根拠)	測定指標については、一部未達成のものもあるが、地域決定型地方税制特例措置(指標4)については、新たに5項目の導入が決定されるなど、地方分権改革に資するための取組が一定程度進んでいると判断できる。また、「政策税制措置」についても、引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき54項目を「見直し」、うち3項目を「廃止」する(指標5)など、一定の成果が出ていると判断できる。		
	政策の分析	<p><施策目標>「地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること」(測定指標1, 2及び3に相当)</p> <p>→平成24年度決算における「国・地方間の税源配分比率」は58.2:41.8となっており、地方の比率は低下している。これは、景気の動向に左右される国税の収入が平成23年度決算に比し4.1%の増加(所得税+3.8%、法人税+4.4%)した一方で、景気変動に比較的安全性の高い地方税の収入が0.8%の増加と概ね横ばいとなったためである。また、歳入総額に占める地方税の割合については、34.5%と平成23年度決算に比し0.4%の増加となった。これは、地方特例交付金(▲65.0%)、地方交付税(▲2.5%)、国庫支出金(▲3.1)が減少した一方で、地方税の収入がおおむね横ばい(+0.8%)となったためである。</p> <p>よって引き続き、地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方の見直しに取り組んでいくこととする。</p> <p>→地方税の充実確保の観点からは、これまでに、法人事業税への外形標準課税の導入(H16~)や、個人住民税の3兆円の税源移譲(H19~)等の取組を行ってきた。さらに、今般の税制抜本改革において、平成26年4月から消費税率(国・地方)が5%から8%に引上げられたが、このうち地方消費税率(消費税率換算)を1%から1.7%へ引上げることにより、その充実を図った(参考①)。</p> <p>→地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図る観点からは、個人住民税所得割の10%比例税率化(H19~)や、地方法人特別税(国税)・譲与税の創設(H20~)等の取組を行ってきた。さらに、平成26年度税制改正においては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引下げ、地方法人税を創設し、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とすることとした(参考②)。(なお、平成23年度及び平成24年度決算を比べたところ、測定指標3の数値は「2.5倍」で横ばいとなっており、偏在性の拡大は見られないことから、達成度については「口」としてとらえる。)以上により、今後は平成26年度税制改正等の効果が、安定的な地方税体系の構築に寄与することが期待される。</p> <p><施策目標>「住民自治の確立に向けた地方税制改革を実施すること」(測定指標14及び5に相当)</p> <p>→これまで、国が一律に定める税制については、「議論が地方団体で十分に行われているとは言えない」、 「地域の実情に即しておらず、適切な政策効果が発揮できていない場合がある」との指摘があった。このため、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして、平成24年度税制改正から、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)が導入された。その結果、平成24年度税制改正で2項目(固定資産税)、平成25年度税制改正で2項目(固定資産税・都市計画税)を導入し、平成26年度税制改正では、固定資産税において、「浸水防止用設備」、「ノンフロン製品」及び「公害防止用設備」に係る課税標準の特例5項目でわがまち特例を導入したため、既導入件数は累計で9項目となった(参考③)。</p> <p>→平成26年度税制改正前の政策税制措置の項目数は232項目。平成26年度税制改正においては、適用僅少の特例等につきその実態の透明化を図る等の理由から、既存の54項目について見直しを行った結果、3項目の政策税制措置を廃止することとした。一方で、与党税制調査会等を始めとした税制改正プロセスにおいて、新たに12項目の政策税制措置を創設したことにより、改正後の地方税における政策税制措置は241項目となった。政策税制措置項目の合計数は増えているものの、必要な見直しは行ったものである(参考④)。(なお、測定指標5については、単に特例の項目数を減らすことを目標としている指標ではないことから、(見直しの結果項目数が増えたとしても)「イ」と評価しているものである。)以上により、住民自治の確立に向けた地方税制改革において、一定の取組は進んでいるものと判断される。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>「地方・地域の元気なくして国の元気はない」という考えの下、魅力あふれる地域を創ることができるようにするため、今後とも、政府税調や与党税調等での議論も踏まえ、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保に努めながら、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努める。</p> <p>(平成27年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>II 予算の継続</p>			

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の規定を踏まえ、地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設置し、地方法人特別税の抜本的見直しに向けて検討を行うとともに、地域間の税源偏在の是正に向けた地方法人課税のあり方等について幅広い検討を行った。 ・平成26年7月、東京大学大学院教育学研究科の山本清教授及び明治大学経営学部公共経営学科の菊地端夫准教授から、政策の分析の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・政府税制調査会 (http://www.cao.go.jp/zei-cho/index.html) ・平成26年度地方税に関する参考計数資料 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h26.html) ・税制改正(地方税) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html) ・地方法人課税のあり方検討会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/tihou_houjin_kazei/)
---------------------------	--

担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 開出 英之	政策評価実施時期	平成26年8月
---------	------------------	--------	--------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

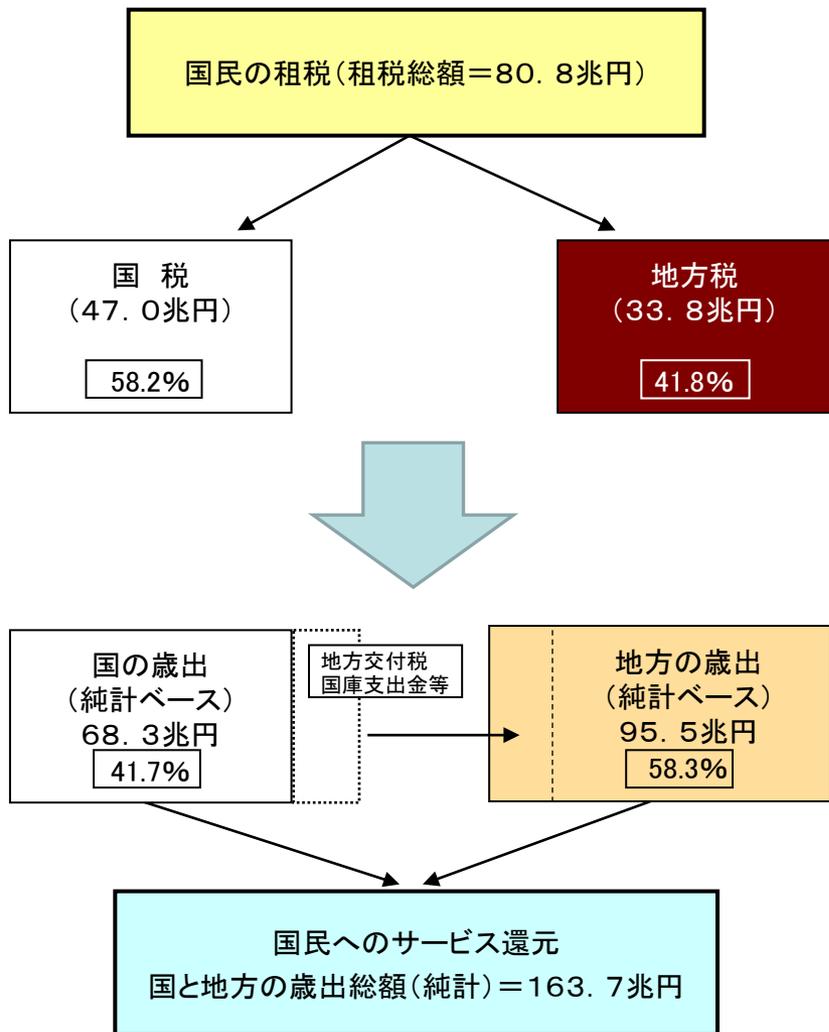
※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

国・地方の税源配分について

参考

◎国・地方の歳入歳出（平成24年度決算）



(注) 現在精査中であり、異動する場合がある。

(注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注) 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

◎税源配分の推移

年度	租税総額	国 税	地方税	< 法人事業税への 還元時ベース >
H18	89.9兆円	54.1兆円 [60.2%]	35.8兆円 [39.8%]	
H19	92.2兆円	52.7兆円 [57.1%]	39.5兆円 [42.9%]	
H20	84.7兆円	45.8兆円 [54.1%]	38.9兆円 [45.9%]	
H21	74.2兆円	40.2兆円 [54.2%]	34.0兆円 [45.8%]	<46.7%>
H22	77.4兆円	43.7兆円 [56.5%]	33.7兆円 [43.5%]	<45.3%>
H23	78.7兆円	45.2兆円 [57.4%]	33.5兆円 [42.6%]	<44.6%>
H24	80.8兆円	47.0兆円 [58.2%]	33.8兆円 [41.8%]	<43.9%>
H25見込	83.9兆円	49.5兆円 [59.0%]	34.4兆円 [41.0%]	<43.4%>
H26計画	88.7兆円	53.6兆円 [60.5%]	35.1兆円 [39.5%]	<42.0%>

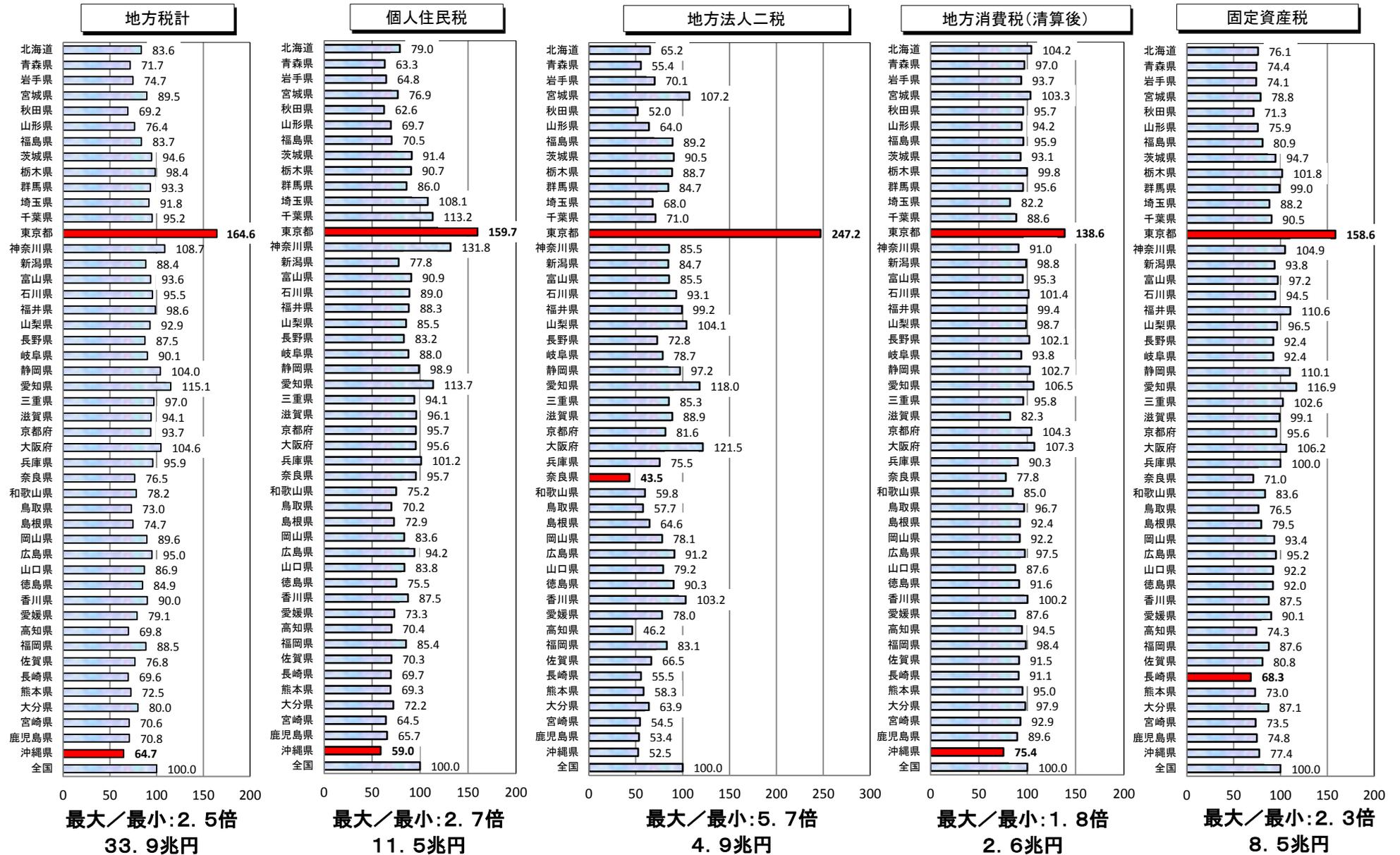
(注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注) 枠外の<>は、国税に地方法人特別税を含まず、地方税に地方法人特別譲与税を含めた場合の地方の配分比率である。

(注) 「H25見込」は国税においては補正予算額、地方においては推計額(H25.12時点)である。

人口一人当たりの税収額の指数(平成24年度決算額)

参考



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

(注5) 人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

これまでに導入されたわがまち特例【固定資産税・都市計画税】

参考

導入年度	項目	特例率	
平成24年度	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
	下水道除害施設に係る課税標準の特例措置	3/4を参酌し、2/3以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
平成25年度	都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置 (※)	2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
平成26年度	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
	ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置	3/4を参酌し、2/3以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置	①汚水又は廃液処理施設	1/3を参酌し、1/6以上1/2以下の範囲で条例で定める割合
		②大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合
③土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設		1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合	

(注)すべての項目について、固定資産税において適用があるが、(※)の項目については、都市計画税においても適用があるもの。

○政策税制措置について

<26年度税制改正で新設した政策税制措置>

- ・ 中小企業者等の生産性向上設備投資促進税制（法住）
- ・ 耐震基準不適合既存住宅を耐震改修した場合の税額の特例措置（不取）
- ・ マンション敷地売却組合等がマンション敷地売却事業等により取得する要除却認定マンション等に係る非課税措置（不取）
- ・ 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置（固定）※
- ・ 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 放送ネットワーク災害対策用設備に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 国家戦略特区における特定研究開発事業の用に供する設備に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 認定誘導事業者が認定誘導事業により取得した一定の公共施設等に係る課税標準の特例措置（固定・都計）
- ・ 耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置（固定）
- ・ 最初の車両番号の指定後13年を経過した軽自動車に係る税率の特例措置（軽自）

※ 22年度税制改正においてサンセットとされた項目を延長したものであるが、政策税制措置の数に計上していないことから、26年度税制改正における新設項目として整理している。

<26年度税制改正で廃止した政策税制措置>

- ・ 特定一般社団・財団法人から認可地縁団体への移行に伴い取得する不動産に係る非課税措置（不取）
- ・ (独)森林総合研究所の業務用資産に係る非課税措置（固定）
- ・ 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置（固定）

(23年度税制改正においてサンセットとされたもの)

- ・ 日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置（不取）
- ・ 一般放送事業者が新設した高度テレビジョン放送施設に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 認定運営者が指定特定重要港湾において取得した港湾施設に係る課税標準の特例措置（固定）

(24年度税制改正においてサンセットとされたもの)

- ・ 指定会社等が新設する特定用途港湾施設に係る課税標準の特例措置（固定）

政策税制措置数の推移

22 改正前	22 改正後	23 改正後	24 改正後	25 改正後	26 改正後
286	241	197	233	232	241

平成26年度主要な政策に係る評価書

(総務省25-⑩)

政策名 ^(※1)	政策10: 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	分野	情報通信 (ICT政策)			
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	国民がICTの真価を実感できるユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化を推進し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	6,929,369	10,152,930	8,543,365	6,753,192
		補正予算(b)	13,236,621	7,231,800	449,996	0
		繰越し等(c)	-11,238,914	5,995,232	6,780,468	
		合計(a+b+c)	8,927,076	23,379,962	15,773,829	
執行額(千円)		8,633,260	22,944,892			

(注) 平成25年度合計予算は補正予算及び平成24年度からの繰り越し等が計上されているため、平成26年度予算額は大幅に減少している。

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	第二. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 二. 戦略市場創造プラン 三. 国際展開戦略
	科学技術イノベーション総合戦略2014	平成26年6月24日	第2章 科学技術イノベーションが取り組むべき課題 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 Ⅴ. 戦略の推進体制・推進方策
	第4期科学技術基本計画	平成23年8月19日	Ⅱ. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 Ⅲ. 我が国が直面する重要課題への対応 Ⅴ. 社会とともに創り進める政策の展開
	知的財産推進計画2014	平成26年6月20日	第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築 第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備
	サイバーセキュリティ戦略	平成25年6月10日	3. 取組分野 (1)「強靱な」サイバー空間の構築 (2)「活力ある」サイバー空間の構築 (3)「世界を率先する」サイバー空間の構築

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 ^(※3)
国際競争力の強化及び社会問題解決に資する研究開発を効果的・重点的に推進し、研究開発の成果を展開するとともに、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること	1 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80% 【24年度】	93% 【25年度】	80% 【25年度】	イ
	2 情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催回数	4回以上 【24年度】	8回 【25年度】	4回以上 【25年度】	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	外部専門家による研究開発評価を着実に実施し、その評価結果が当初の見込みどおり、またはそれを上回っていることから、平成25年度に設定した測定指標については、その目標を達成することができた。
	政策の分析	<p>我が国の国際競争力強化及び社会問題の解決を図るため、100ギガビット級の光ネットワーク技術(研究開発期間:平成24年8月～平成27年3月)やビッグデータの増大に伴うダイナミックなトラフィックの変化へ対応するためのネットワーク仮想化技術(研究開発期間:平成25年6月～平成28年3月)などの研究開発課題に着手してきた。これらの研究開発課題に関しては、個別課題の状況に促した評価等による研究開発推進体制の強化などに取り組み、PDCAを適切に行うことで着実に研究成果を得ることを目指しているところ。</p> <p>例えば、大規模災害時に被災地の通信能力を緊急増強する技術(平成25年度終了)などの安全・安心な社会の実現等に資する技術の確立に向けて実施した研究開発課題については、「研究開発の目的・政策的位置付けおよび目標」、「研究開発マネジメント(費用対効果分析を含む)」、「研究開発成果の目標達成状況」、「研究開発成果の社会展開のための活動実績」及び「研究開発成果の社会展開のための計画」などの観点に基づく外部専門家による評価を受け、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合が、目標値を上回った。このことから、ユビキタスネットワーク社会の実現に必要な技術の確立に向けた取組効果が認められる。</p> <p>また、研究開発評価等を行う情報通信技術の研究開発の評価に関する会合を、研究開発の効果的・重点的な推進に寄与するため効率的かつ着実に実施した。なお、情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催回数は、年度内に事前評価、採択評価、継続評価及び終了評価等を着実に実施する必要があることから基準値及び目標値を4回以上と設定していたところ、平成25年度については、情報通信審議会からの中間答申(平成25年7月)を踏まえた新たな研究開発評価基準の策定や例年を上回る研究開発課題(例えば、平成24年度に終了評価を実施した研究開発課題は4課題だったところ、平成25年度については16課題であった)の評価を実施することが必要になったことから、その実績値については基準値及び目標値を大きく上回った。</p> <p>研究開発の成果展開については、その標準化、実用化及び特許取得等について積極的に取り組むとともに、「イノベーションフォーラム2013」(平成25年10月)及び「耐災害ICT研究センター開所シンポジウム」(平成26年3月)において研究成果発表を行い、成果展開に向けた活動を行った。平成25年度に追跡評価(注)を実施した研究開発課題のうち、標準化、実用化及び特許を取得した課題の割合は、それぞれ44%、67%、89%であり、着実な成果展開に向けた取組効果が認められる。</p> <p>「グローバルスタンダード」の策定については、我が国の国際競争力強化が期待できる、デジタルサイネージや次世代ブラウザ等の標準化の重点分野(情報通信審議会答申「情報通信分野における標準化の在り方」(平成24年7月))を中心に、各国の標準化活動や情報通信技術の開発動向等の調査を行い、その結果を標準化提案文書として、ITU-T(国際電気通信連合 電気通信標準化部門)やW3C(インターネット関連技術の標準化団体)等へ提案するなどして、積極的な規格の策定支援を行っているところ。</p> <p>平成25年度においては、デジタルサイネージや次世代ブラウザ等に関する6件の国際標準化策定に向けた支援を行い、ITU等の国際標準化機関への提案活動の推進を図ることで、我が国の国際競争力強化につながる「グローバルスタンダード」の策定に貢献した。</p> <p>(注)研究開発の成果展開の状況の確認等を行うもの</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>引き続き情報通信技術の研究開発・標準化を推進し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立に向けて取組を行うこととするが、国際競争の激化や社会課題の複雑化・高度化等の状況変化に対応するため、日本再興戦略、科学技術イノベーション総合戦略、世界最先端IT国家創造宣言等を踏まえて、光ネットワーク技術等の研究開発・標準化の取組等を充実させていく必要がある。なお、平成26年度事前分析表の作成に当たっては、政策の分析を踏まえ、研究開発の実施等に係る観点と標準化の推進等の研究成果の展開に係る観点において、より踏み込んだ評価が可能となるよう、測定指標(「競争的資金における研究開発課題の提案状況」、「研究開発成果の普及状況(標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合)」、「標準化提案の検討における規格等の策定支援件数」)の追加等を行った。また、測定指標1の目標(値)は、過去の実績値を踏まえて90%とすること及び測定指標2については、当該会合の開催回数を測定指標として設定するのではなく、当該会合を効果的・効率的に着実に実施していることを評価することの方がより適切であると考えられることから、測定指標を「適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施」に修正することについて検討を行い、平成26年度事前分析表に反映した。</p> <p>(平成27年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p>		

学識経験を有する者の知見の活用	<p><研究開発の推進></p> <p>○情報通信技術の研究開発の評価に関する会合 本会合及びその下に設けられた評価検討会において、総務省で実施する課題指定型の個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考とした。</p> <p>○戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)における評価委員会 本評価委員会において、戦略的情報通信研究開発推進事業により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考とした。</p> <p>○先進的通信アプリケーション開発推進事業における評価委員会 本評価委員会において、先進的通信アプリケーション開発推進事業により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考とした。</p> <p>○戦略的国際連携型研究開発推進事業における評価委員会 本評価委員会において、戦略的国際連携型研究開発推進事業により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考とした。</p> <p><標準化の推進></p> <p>○情報通信分野における標準化政策検討委員会 情報通信審議会答申「情報通信分野における標準化政策の在り方」(平成24年7月25日)を踏まえて、標準化政策を推進している。</p> <p>また、平成26年7月、岩手県立大学総合政策学部の西出教授から、政策の分析の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○ICT重点技術の研究開発プロジェクトに関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/index.html)</p> <p>○戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/index.html)</p> <p>○先進的通信アプリケーション開発推進事業に関するウェブサイト(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/network_apps.html)</p> <p>○戦略的国際連携型研究開発推進事業に関するウェブサイト(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/international_rad/index.html)</p> <p>○国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成24年12月6日)(http://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/index.html)</p> <p>○情報通信審議会答申「情報通信分野における標準化政策の在り方」(平成24年7月25日)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000170920.pdf)</p>
---------------------------	---

担当部局課室名	情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 データ通信課 他1課室 情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 技術政策課長 野崎 雅稔	政策評価実施時期	平成26年8月
---------	---	--------	------------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

平成26年度主要な政策に係る評価書

(総務省25-⑪)

政策名 ^(※1)	政策11: 情報通信技術高度利活用の推進		分野	情報通信 (ICT政策)		
政策の概要	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等により、ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、ユビキタスネットワーク社会 [※] を実現する。 ※「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながることで、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会					
基本目標 【達成すべき目標】	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進により、ユビキタスネットワーク社会を実現する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	8,090,084	9,980,005	9,696,391	7,780,202
		補正予算(b)	5,020,654	26,471,222	11,327,237	0
		繰越し等(c)	-2,074,468	-22,632,057	13,662,758	
		合計(a+b+c)	11,036,270	13,819,170	34,686,386	
執行額(千円)		8,266,946	11,805,093			

(注)平成25年度合計予算は「好循環実現のための経済対策」に係る補正予算及び平成24年度からの繰り越し等が計上されているため、平成26年度予算額は大幅に減少している。

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	第一 総論 第二 3つのアクションプラン
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 等

施策目標	測定指標		基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 ^(※3)
ICTによる新たな産業・市場を創出すること	1	オープンデータのためのシステム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数(年度毎)	5件 【24年度】	7件 【25年度】	5件 【25年度】	イ
	2	ビッグデータの情報流通に関する新たな調査手法及び評価手法の確立	(新規施策)	ビッグデータの情報流通量に関する計測手法等の調査、推計等の検討・実施 【25年度】	確立された調査手法及び評価手法により、ビッグデータの情報量を体系的に把握 【28年度】	-
	3	スマートテレビに係る標準規格の策定及び一般公開	実証実験を行うことにより、技術の有効性の検証、課題の整理等を実施 【24年度】	平成24年度から平成25年度の実証実験の成果に基づき、一般社団法人IPTVフォーラムにおいて、標準文書の策定・一般公開等の標準化を実施 【25年度】	技術規格の標準化を推進 【25年度】	イ
	4	放送コンテンツの二次利用の権利処理(支払明細書確認業務)作業時間の削減率 ※「作業の効率化を実施した場合の作業時間」と、「実施しなかった場合の作業時間」の比較により算出	28% 【24年度】	50% 【25年度】	50% 【25年度】	イ
	5	海外放送局との国際共同製作事業企画数(年度ごと)	15件 【23年度】	67件 【25年度】	40件 【25年度】	イ

ICT活用により社会課題の解決を推進すること	6	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定、公表	自治体業務の連携に必要な業務プロセス等の見直しに伴う課題を整理 【24年度】	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定 【25年度】	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを公表 【26年度】	-
	7	携帯電話による情報セキュリティが確保された行政サービスの利用を実現するための課題の整理等	携帯電話端末に本人情報等(ID・パスワード)を格納し、行政サービスを利用するための実証実験を実施 【23年度】	セキュアな環境における携帯電話端末への本人情報等(電子証明書)の格納に関し、電子行政サービスを含む放送・通信分野を中心とした様々なサービスを利用するための技術的課題の整理を実施 【25年度】	セキュアな環境における携帯電話端末への本人情報等(電子証明書)を格納し、電子行政サービスを利用するための技術的課題の整理及び技術仕様の策定等 【25年度】	□
	8	全省庁統一参加資格審査のためのシステムの稼働率 ※稼働率=(サービス提供時間-障害停止時間)/サービス提供時間	99.5%以上 【24年度】	100% 【25年度】	99.5%以上 【25年度】	イ
	9	電気通信行政情報システムの稼働率 ※稼働率=(サービス提供時間-障害停止時間)/サービス提供時間	99.5%以上 【24年度】	100% 【25年度】	99.5%以上 【25年度】	イ
	10	ICTを活用した街づくりの目指すべき姿としての「ICTスマートタウン」プロジェクトの実施件数(累計) ※複数地域(市町村)が連携して実施したプロジェクトについても「1箇所」として算定	5箇所 【24年度】	28箇所 【25年度】	20箇所 【27年度】	-
	11	対象の放送番組(※)の放送時間に占める字幕放送時間の割合 ※7時から24時までの間に放送される番組のうち、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組	77% 【20年度】	作業中(9月公表予定) ※平成24年度実績は90%	100% 【29年度】	-
	12	対象の放送番組(※)の放送時間に占める解説放送時間の割合 ※7時から24時までの間に放送される番組のうち、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組	1% 【20年度】	作業中(9月公表予定) ※平成24年度実績は5%	10% 【29年度】	-
	13	医療分野におけるICT利用環境を整備するためのICTシステムに関する技術仕様等の公表	実証実験を行うことにより、医療情報連携基盤の有効性の検証及び課題の整理等を実施 【24年度】	医療情報連携基盤を高度に活用した在宅医療・介護ICTシステムの検証を行い、技術仕様案を作成 【25年度】	医療情報連携基盤を高度に活用した在宅医療・介護ICTシステムについて、通信規格を含む技術仕様・運用方針を作成・公表 【25年度】	□
	14	教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン等の作成・公表	公立小学校10校の実証研究の成果を踏まえ、教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)等を作成・公表 【22年度】	全国の実証校における児童生徒1人1台の情報端末による実証研究の最終成果として、「教育分野におけるICT活用を推進するためのガイドライン2014」を作成、公表。さらに、全国約1,800の教育委員会に送付するなど、普及に向けた取組を実施するとともに、実証研究の成果を広く周知するため、映像資料を総務省ホームページに掲載 【25年度】	小学校、中学校及び特別支援学校それぞれの学校種(3種)の特性に応じ、児童生徒1人1台の情報端末による教育分野の本格展開に資するガイドライン等を作成・公表 【25年度】	イ
	15	ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T(電気通信標準化部門)の今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における勧告等	ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映 【24年度】	ITU-Tに寄書提案を行うとともに、12月のSG5WP3会合等において、我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国提案の環境影響評価手法の改訂方針や光パケット複合機の評価指標の追加等において、我が国の意見が勧告案に反映 【25年度】	勧告化に向けた標準化活動を実施 【28年度】	-
	16	ITU-Tの今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数 ※基準(値)は24年度の件数、目標(値)は25年度～28年度の合計件数	13件 【24年度】	7件 【25年度】	25件以上 【28年度】	-
	17	(1)テレワーク導入企業数 (2)全労働者数に占める雇用型在宅テレワーカー数の割合	(1)精査中 【24年度】 (2)4.5% 【25年度】	(1)精査中 (2)4.5% 【25年度】	(1)24年度比で3倍 (2)10%以上 【32年度】	-

	18	我が国が直面する経済・社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割についての総合的な観点からの調査分析の実施	情報通信政策の立案に資する調査分析を継続的に実施 【24年度】	「ICTの経済分析に関する調査」において、ICT投資、ICTストックの日米比較による現状把握等を通じICTの経済効果を明らかにするなど、今後の情報通信政策の立案・遂行に資する調査分析を適切に実施 【25年度】	適時適切な情報通信政策の立案・遂行及び調査分析の継続的実施 【25年度】	イ
	19	地域のICT利活用率(全国市町村のうちICT利活用を実施している市町村の割合)	7.1% 【21年度】	16.7% 【25年度】	倍増 【25年度】	イ
	20	自分でインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力を向上させるためのモデルシステムのシステム要件等を公表	学習効果の高いコンテンツや利用環境の検証、課題等の整理 【24年度】	図書館・公民館等公共施設に子どもや高齢者でも使いやすい端末を配備し、利用状況を踏まえてコンテンツの拡充、インターフェースの改善等を行い、普及モデルを公表 【25年度】	それぞれの実証フィールドの特性を踏まえ、PDCAサイクルによるコンテンツの更新、システムの改善等に取り組み、より実効性の高い普及モデルを公表 【25年度】	イ
	21	障害者・高齢者向けのICTサービスの充実	障害者・高齢者向けのICTサービスの提供や開発等を行う者に対して助成を実施 【24年度】	「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」のために7者、「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」のために4者へそれぞれ助成し、障害者等向けのICTサービスに係る民間における取組を支援することで、障害者・高齢者向けICTサービスの充実に寄与 【25年度】	引き続き助成を実施し、民間企業等の積極的な取組を支援することで、障害者・高齢者向けのICTサービスの充実を推進 【25年度】	イ
	22	東日本大震災の被災地における復興の促進	被災地が抱える医療、避難者への情報提供、環境等の課題について、当該課題にICTを活用して解決する取組を行う自治体に対して補助金を交付 【23年度】	被災地が抱える医療、避難者への情報提供、環境等の課題について、当該課題にICTを活用して解決する取組を行う自治体に対して、平成25年度は26件、補助金を交付 【25年度】	補助金により導入したICTを活用し、被災地の復興及び被災者の暮らしの再生を実現 【32年度】	—
ICT利活用のための基盤を整備すること	23	地域公共ネットワーク等の強靱化に取り組んでいる自治体数	18自治体 【24年度】	66自治体 【25年度】	実施自治体数の増 【25年度】	イ
	24	住民等へ確実に災害関連情報を伝達できる防災情報通信基盤の構築に取り組んでいる自治体数	8自治体 【24年度】	14自治体 【25年度】	実施自治体数の増 【25年度】	イ
	25	防災・減災関連情報等の流通・連携促進のためのシステム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数	(新規施策)	11件 【25年度】	8件 【25年度】	イ
	26	産学連携による実践的ICT人材育成に有用な機能拡充した遠隔教育システム等の公表	遠隔教育システムへ産学連携による実践的ICT人材育成に有用な教材等の蓄積、共有 【24年度】	実践的ICT人材育成の一環として、ICTにより問題解決策をデザインできる人材の育成方策について調査等を実施 【25年度】	実践的ICT人材を継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表 【26年度】	—
	27	高度ICT利活用人材の育成に有用なガイドライン等の開発と公表	高度ICT利活用人材の育成に有用なガイドラインの開発 【23年度】	高度ICT利活用人材を継続的に育成するために開発したカリキュラムを用いて研修教材を作成、作成した教材を使用して研修形式による実証実験を複数箇所で行い、当該カリキュラム及び教材の有用性を確認した上で、それら教材等をまとめた人材育成のためのモデルとなる研修開催支援ツールを公表 【25年度】	高度ICT利活用人材を継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表 【25年度】	イ
	28	(1)電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析 (2)電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの開催回数	(1)各電子署名等サービスの用途に応じた安全性等の調査の実施 (2)3回 【24年度】	(1)RSA暗号の脆弱性に関する学会報告内容及び認定認証事業者が生成する鍵対の安全性評価に関する調査を適切に実施 (2)1回 【25年度】	(1)技術調査の適切な実施 (2)3回以上 【25年度】	ロ

	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
<p>目標達成度合いの測定結果 (※4)</p> <p>政策の分析</p>	(判断根拠)	<p>平成25年度事前分析表の施策目標として掲げた「ICTによる新たな産業・市場を創出すること」については全ての測定指標について目標を達成できた。</p> <p>次に「ICT利活用により社会課題の解決を推進すること」については、測定指標13について目標を一部達成できなかったが、当該基盤の技術仕様の素案を作成しており、また今後、技術仕様の策定・公表のため、実地フィールドにおいてより多くの在宅医療・介護分野における関連機関の参加の下、標準化に向けた検証を実施することとしており、早期に目標を達成できると考えられるため相当程度進展ありと判断した。</p> <p>また、「ICT利活用のための基盤を整備すること」については、測定指標28について電子署名に関するセミナーを3回行うことを目標としていたが、1回の開催になった。しかし会場の大規模化、セミナー発表数の充実化等を図り、昨年度と同程度の人数の参加を得られたため、相当程度の進展ありと判断した。</p> <hr/> <p>平成25年度における政策11の実施に当たっては、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)や「ICT成長戦略」(平成25年7月4日総務省公表)などに基づき、IT総合戦略本部を始めとする関係府省庁と連携して事業を実施した。また、平成25年度予算額は、補正予算等により前年度に比べて増加しており、防災・減災対策などの取組を加速化させるとともに、事業の一層の適切な実施に務めた。</p> <p><施策目標>ICTによる新たな産業・市場を創出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1, 3のオープンデータを推進するために実施した情報流通連携基盤構築推進事業によるシステム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数(年度毎)、スマートテレビに係る標準規格の策定及び一般公開については、順調に推移しており、目標を達成することができた。 測定指標4については、システム化による業務効率化に係る実証実験を実施し、権利処理事務(支払明細書確認業務)の作業時間削減率の目標値を達成 測定指標5については、放送コンテンツの海外展開促進のため、国内放送局・番組製作会社と海外放送局との国際共同製作の企画募集を行った。予算の範囲内で最大限の効果を得るため、1件当たり費用の効率化により、目標を上回る67件の国際共同製作事業を実現。 <p>オープンデータの流通を促進するために共通の仕様、ルール等を整備する「情報流通連携基盤構築事業」や「スマートテレビ等の標準化に関する実証実験」等の適切な実施により目標値を達成している。これらにより、標準化等のサービス創出のための共通基盤の構築や、サービス展開のための権利処理や海外展開の円滑化の促進等、新たな産業・市場の創出に向けた環境整備が進展しており、施策目標に向けて着実に取組が進んでいる。</p> <p><施策目標>ICT利活用により社会課題の解決を推進すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標7については、電子行政サービス等を利用するための公的個人認証サービスに関し、携帯電話端末への公的個人認証サービスの電子証明書の格納については技術的課題の整理を行った結果、格納する情報の領域等に関し、技術的な困難があることが判明したため、格納に関する部分については技術仕様の策定に至らなかった。一方で、平成25年5月に電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律が一部改正され、公的個人認証サービスの民間活用等が可能となったことを受け、その電子証明書について、放送・通信分野を中心とした様々なサービス(行政サービスを含む)への活用のための検討等を実施し、その利用に関する部分について必要な技術仕様に係る要件の整理を実施している。今後、平成26年度において、平成25年5月の法改正により活用の幅が広がったことを受け、公的個人認証サービスの電子証明書について、幅広い分野での利活用(例えば、病院での活用)のための技術仕様の策定や、技術的課題の整理を実施していく。 測定指標8, 9については全省庁統一参加資格審査のためのシステムの稼働率及び電気通信行政情報システムの稼働率の100%により目標を達成することができた。 測定指標13について、在宅医療・介護分野において異なるシステム間で情報共有を行う情報連携基盤の検証を行い、当該基盤の技術仕様の素案を作成し、施策目標の達成に一定程度寄与した。一方、スマートプラチナ社会推進会議において、在宅医療・介護において、より多くの関係者が参加できるよう中小の診療所も導入しやすいクラウドを活用した低コストモデルの検証、在宅医療・介護における共有情報の標準化が課題として挙げられた。これらを踏まえ、技術仕様の素案を精緻化し、当初目標である技術仕様、運用方針等の策定・公表に向けて、スマートプラチナ社会推進会議の検討結果を踏まえ、より多くの在宅医療・介護分野における関連機関の参加の下、引き続き、実地フィールドにおける更なる検証を実施する。 測定指標14については、全国の実証校における児童生徒1人1台の情報端末による実証研究の最終成果として、教育分野におけるICT利活用を促進するためのガイドラインをホームページ上に公開し、年間約365万件ダウンロードされるなど、目標を達成することができた。さらに、実証研究の成果をより広く周知するための映像資料を、総務省ホームページに掲載した。 測定指標18「我が国が直面する経済・社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割についての総合的な観点からの調査分析の実施」、測定指標19「地域のICT利活用率(全国市町村のうちICT利活用を実施している市町村の割合)」、測定指標20「自分でインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力を向上させるためのモデルシステムのシステム要件等を公表」については、順調に推移しており、目標を達成することができた。 測定指標21については、外部有識者から構成される評価会が行う評価を踏まえて採択し、補助事業者に対する進捗管理・監督を適切に行ってきたことにより、全事業において、事業終了後に行われる同評価会における評価が「目標を大幅に上回って達成」又は「目標を達成」と判定されており、目標を達成することができた。なお、「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」は、通信・放送役務の利用に関する高齢者・障害者の利便の増進に資することを目的とする事業であり、障害者だけではなく高齢者も対象となる。 <p>全省庁統一参加資格審査のためのシステムの適切な運用、教育分野におけるICT利活用推進のための取組、自分でインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力(メディアリテラシー)を向上させるための取組を適切に実施すること等により、目標値をおおむね達成している。これらにより、電子行政分野における効率性の向上、教育分野におけるICT利活用推進のための環境整備、誰もがICTを活用して課題を解決するための環境整備が進展しており、施策目標に向けて着実に取組が進んでいる。</p>

<p>評価結果</p>	<p><施策目標>ICT利活用のための基盤を整備すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標23、24については、平成24年度「地域公共ネットワーク強じん化事業」、同「防災情報通信基盤整備事業」及び平成25年度「地域ICT強靱化事業」の補正予算により加速度的に取組を実施しており、実施自治体数の増という目標を達成したところ。また交付決定団体において、自治体等における通信網切断による情報遮断の回避、公衆無線LAN環境の整備、避難指示等の情報等を多様なメディアで一括提供できるシステムの整備等により、住民が被災時等に必要な情報を入手すること等を実現した。 ・測定指標25防災・減災関連情報等の流通・連携促進のためのシステム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数については、順調に推移しており、目標を達成することができた。 ・測定指標27については、高度ICT利活用人材を継続的に育成するため平成24年度までに開発したカリキュラムを用いて平成25年度に教材を作成し、作成した教材を使用して研修形式による実証実験を複数箇所で行い、当該カリキュラム及び教材の有用性を確認した上で、当該カリキュラム、作成教材及び研修開催の参考になるビデオ等をセットにした研修開催支援ツールとして公表、高度ICT利活用人材を継続的に育成するためのモデルを広く一般に提供でき、施策目標の達成に寄与することができた。 ・測定指標28については、RSA暗号の脆弱性に関する調査の適切な実施により目標を達成することができた。また、電子署名に関するセミナーについては、技術の最新情報の周知を目的に開催しているところ、近年、セキュリティ上の脅威が増大していることに対応し、生体情報を秘密鍵とする技術、タイムスタンプ技術を利用した長期署名の技術等、電子署名を応用した事例の導入が多く進んでいることを踏まえ、これらの技術情報に係るセミナー内容の充実を図ることとした。認証事業者及び利用者が東京に集中していることから、東京以外の地域も合わせて複数回開催する当初予定にこだわるよりも、東京において内容を充実させたセミナーを1回開催することで例年と同程度以上の効果を得ることを目標とした。会場の大規模化、セミナー発表数の充実化等を図り、結果として昨年度と同程度の人数の参加を得るなど、効率的に施策目標の達成に寄与した。 <p>「地域公共ネットワーク強じん化事業」、高度ICT利活用人材の育成のための「高度ICT利活用人材育成プログラム開発事業」の適切な実施により、目標値をおおむね達成している。これらにより、災害時にも情報伝達が可能な環境やICT利活用の基盤となる人材育成が進展しており、施策目標に向けて着実に取組が進んでいる。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>政策の分析から、3つの施策目標に向けて着実に取組が進んでおり、したがって、政策の基本目標に向けて着実に取組が行われていると評価できる。他方、ICT分野は技術革新のスピードが速く、例えば、4K・8K及びスマートテレビなど、新たな技術・サービスが出現していること、ICTの利活用により解決すべき対象である社会課題は日々複雑かつ高度になっており、ビッグデータの活用がそれらの社会課題解決に貢献可能になりつつあること、位置情報やパーソナルデータを活用可能な環境の整備が求められていることなどを踏まえて、次期事前分析表の作成に当たっては、施策目標の達成度合いを適切に測り、より踏み込んだ評価が可能となるよう以下の指標の見直しを行った。</p> <p>○ICTIによる新たな産業・市場を創出すること <既存指標の見直し> 情報通信技術（ICT）は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済再生や社会的課題の解決に大きく貢献するものであるため、測定指標として「国内生産額に占めるICT産業の割合」を設定することとした。 「ビッグデータの情報流通に関する新たな調査手法及び評価手法の確立」については、測定指標18の総合的な調査分析と一体として行うため次期目標設定に当たり測定指標の統合等を行うこととした。</p> <p><新たな指標の設定> 世界最先端の標準化技術を使用し、実証等を行うことで、我が国が次世代放送・通信サービスを世界に先駆けて実現し、新たな市場の創出を図るため、4K及びスマートテレビに対応した放送については2014年から、8Kについては2016年から、衛星放送等における試験的な放送の開始を目指すことを指標として設定した。</p> <p>○ICT利活用により社会課題の解決を推進すること <既存指標の見直し> 「ICTを活用した街づくりの目指すべき姿としての「ICTスマートタウン」プロジェクトの実施件数（累計）」については、次期目標設定に当たって、直近の「ICT街づくり推進会議」における議論を踏まえ、「ICTスマートタウンの普及展開に向けた取組状況」を測定指標とし、「これまでに実施した地域実証プロジェクトの成果に関する技術仕様等の策定・公開」や「ICT街づくりプラットフォーム」構築に向けた地域実証プロジェクトの実施」を目標として設定することとした。</p> <p><新たな指標の設定> ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化を実現することはICT利活用により社会課題の解決を推進することにつながるため指標として設定することとした。</p> <p>○ICT利活用のための基盤を整備すること <既存指標の見直し> 「産学官連携による実践的ICT人材育成有用な機能拡充した遠隔教育システム等の公表」については、求められる実践的ICT人材の育成に有用な方策を探る中で、必ずしもその方策を遠隔教育システムの利用のみに限定することなく、育成方策としての有効性やインセンティブ等につながる仕組みを広く求めることがより適切であることが明らかになったことから、測定指標として「産学連携による実践的ICT人材育成に有用な方策等の確立と普及」を設定することとした。</p> <p><新たな指標の設定> G空間情報（地理空間情報）を円滑に組み合わせ活用できるプラットフォームの構築はICT利活用のための基盤を整備することにつながるため指標として設定することとした。 個々のアプリケーション等について、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかを運用面、制度面及び技術面から第三者が検証する仕組みを整備することは、スマートフォンプライバシーの保護等に配慮したスマートフォンの安全・安心な利用環境を実現することにつながるため指標として設定することとした。</p> <p>上記のとおり本政策は着実に実績をあげているが、さらにICT技術の進展、社会課題の複雑化・高度化等の状況変化に対応するため、スマートジャパンICT戦略、日本再興戦略、世界最先端IT国家創造宣言等を踏まえて、ビッグデータ・オープンデータの利活用、4K8K・スマートテレビ等次世代通信・放送サービスの高度化、スマートプラチナ社会実現に向けた取組、G空間×ICTの取組等を充実させていく必要がある。</p> <p>（平成27年度予算概算要求に向けた考え方）</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○ICT成長戦略会議及び関連会議等においてグローバル展開を視野に入れつつ、ICTを日本経済の成長と国際社会への貢献の切り札として活用する方策等を様々な角度から検討を行った。</p> <p>○情報通信審議会において、今後のICT活用政策に係る基本的な考え方、実現に向けた課題及び具体的な重点事項と推進方策について御議論いただき、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。</p> <p>○「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」報告書(平成19年3月)を測定指標11,12の策定に当たり活用した。</p> <p>○平成26年7月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の北大路教授、明治大学経営学部公共経営学科の菊地准教授、岩手県立大学総合政策学部の西出教授、東京大学大学院教育学研究科の山本教授から、政策の分析の記述等(次期目標等への反映の方向性の記述等)について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○日本再興戦略 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf)</p> <p>○世界最先端IT国家創造宣言 工程表 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryou4.pdf)</p> <p>○総務省ホームページ ICT成長戦略会議 http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ict_seichou/index.html</p>
---------------------------	--

担当部局課室名	情報流通行政局 情報流通振興課 他6課室 情報通信国際戦略局 情報通信政策課	作成責任者名	情報流通行政局 情報流通振興課長 岡崎 毅	政策評価実施時期	平成26年8月
---------	---	--------	-----------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

平成26年度主要な政策に係る評価書

(総務省25-14)

政策名 ^(※1)	政策14:電波利用料財源電波監視等の実施	分野	情報通信 (ICT政策)			
政策の概要	電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。また、電波利用料の予算額については、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。					
基本目標 【達成すべき目標】	電波監視等無線局全体の受益 [※] を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。 [※] 電波監視業務の例:混信その他の妨害を排除し、無線局全体の適正な運用の確保が図られること。					
政策の予算額・執行額等	区 分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	71,825,028	67,900,036	66,596,176	69,500,000
		補正予算(b)	-4,068	5,570,876	-90,306	0
		繰越し等(c)	8,770,600	-3,062,940	5,118,924	
		合計(a+b+c)	80,591,560	70,407,972	71,624,794	
執行額(千円)		74,028,438	66,212,711			

(注)平成24年度に終了した研究開発課題等が多かったこと等のため、平成25年度予算額は減少している。

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	・ITインフラに関しては、2000年以降、我が国が推し進めてきた施策により、モバイル通信や光ファイバーなどにおいてブロードバンド環境が整備されている。今後、世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつIPv6にも対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要がある。(P26)
日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	・圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。(平成25年6月14日版 P44)	

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2)	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績)	目標(値)	達成 ^(※3)
		【年度】	【年度】	【年度】	
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	1 重要無線通信妨害への措置率	100% 【24年度】	100% 605件の重要無線通信妨害の申告を受け、その全てに対して確認、現地調査、行政処分又は告発等の対応を行った。 【25年度】	100% 【25年度】	イ
	2 総合無線局監視システムの稼働率(計画停止を除く。)	99% 【24年度】	99.98% 【25年度】	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保 【25年度】	イ
	3 無線局免許申請及び無線局再免許申請における電子申請率	67.6% 【24年度】	72.5% 【25年度】	70% 【25年度】	イ
	4 電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価が、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合	80% 【24年度】	100% 【25年度】	80% 【25年度】	イ
	5 標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差)	1.0×10^{-12} (1兆分の1) 以内 【24年度】	1.0×10^{-13} (10兆分の1) 以内 【25年度】	1.0×10^{-12} (1兆分の1) 以内 【25年度】	イ
	6 (1)電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数 (2)電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数 (3)安全な無線LANの利用及び設置に関する全国各地での説明会等の開催回数	(1)21回 【24年度】 (2)3,137件 【24年度】 (3)新規施策 【-】	(1)各地方局で1回以上かつ全国で15回 【25年度】 (2)3,312件 【25年度】 (3)11回 【25年度】	(1)電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で21回以上開催 (2)周知啓発活動の実施件数を2,700件以上 (3)安全な無線LANの利用及び設置に関する説明会を全国で11回以上開催 【25年度】	ロ

電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	7	電波有効利用技術の研究開発等において、外部専門家による評価が、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80% 【24年度】	100% 【25年度】	80% 【25年度】	イ
	8	パーソナル無線の廃止局数 ① 特定周波数終了対策業務によるもの ② ①によらないもの	① 72局 ② 709局 【24年度】	① 249局 ② 1,114局 【25年度】	①及び②あわせて1,600局 【25年度】	ロ
	9	消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)の割合	消防・救急無線 40.6% 市町村防災行政無線 38% 【24年度】	消防・救急無線 72.6% 市町村防災行政無線 44% 【25年度】	消防・救急無線 100% 市町村防災行政無線 50%以上 【28年度】	—
	10	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く)	5.2万人 【23年度】	3.4万人 【25年度】	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口の減少を一層推進する 【25年度】	イ
	11	地上デジタル放送の難視対策世帯数	8.0万世帯 【24年度】	1.3万世帯 【25年度】	0世帯(難視解消後の世帯数) 【26年度】	—

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>平成25年度事前分析表の施策目標として掲げた「良好な電波利用環境の整備・維持を図ること」については、測定指標3、4、5、6(2)において、設定していた目標値を大きく上回る成果を上げることができ、施策目標の達成に向け有効に寄与することができた。測定指標6(1)において、説明会の重点化、充実化を図るため、説明会の開催回数を見直したことにより、目標未達となったが、来年度以降は、確実な目標達成が見込まれ、施策目標の達成に向け有効に寄与することができるため、相当程度進展ありとした。</p> <p>また、施策目標「電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること」については、測定指標7において、設定していた目標値を大きく上回る成果をあげることができ、施策目標の達成に向け有効に寄与することができた。測定指標8については、平成25年度における廃止局数の目標が未達となったものの、平成25年度の実績は過去の実績(平成20年度～平成24年度)を上回るものであり、平成27年度の目標達成に向け、着実に進行しているため、相当程度進展ありとした。</p>
政策の分析	<p><施策目標>不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること</p> <p>当該施策目標(不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること)については、「重要無線通信妨害への措置」、「総合無線局監理システムの稼働」等の適切な実施により、良好な電波利用環境の整備・維持が図られており、目標をおおむね達成した。</p> <p>・測定指標6(1)については、平成21年度より説明会を開催しているところ、これまでは地方局ごとに2回以上開催することとしていたが、施策の開始から数年が経過しており、一部の地域においては既に地域内をほぼ一巡し、一定の効果をあげていると考えている。費用対効果を考えると、年2回以上の開催にこだわるよりは開催回数を年1回として、内容の充実を図るほうが国民への周知啓発を図るに当たり、より効率性が高いと考えられたことから、平成25年度途中に、1回以上の開催を目標とすることとした。その結果、平成25年度の開催回数は15回となるとともに、少ない開催回数でも内容や周知を工夫する等により十分な効果が確保され、より効率的な達成を図ることができた。</p> <p>・測定指標6(2)については、電波適正利用推進員において、個別の取組に加え、複数人による共同活動が増えたことにより、周知啓発活動に係る地域のイベントなどを計3,312件実施した。その結果、目標とした2,700件を上回り、国民への周知啓発を図ることができたと考えられ、目標を大幅に達成することができた。</p> <p>・測定指標6(3)については、安全な無線LANの利用及び設置に関する説明会を全国で11回以上開催することにより、国民への周知啓発を図ることができたと考えられ、目標を達成することができた。</p>	
評価結果	<p><施策目標>電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること</p> <p>当該施策目標(電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること)については、「電波有効利用技術の研究開発」等の適切な実施により、電波の適正かつ能率的な利用が推進されており、目標をおおむね達成。</p> <p>・測定指標7の「電波有効利用技術の研究開発等において、外部専門家による評価が、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合」、測定指標10の「携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く)」、については順調に推移しており、目標を達成することができた。測定指標9の「消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)の割合」、測定指標11の「地上デジタル放送の難視対策世帯数」については目標年度に向けて、順調に推移している。</p> <p>・測定指標8については、対象免許人に対して当該無線の使用期限が定められていること、及びこれに伴って特定周波数終了対策業務が実施されていることの内内を行っているものの、まだ廃止に至っていない対象局が多く当該案内の効果が十分に現れなかったことで、平成25年度の実績値が目標値に達しなかった。しかし、当該業務の啓発を継続して実施したことにより、廃止局数が過去の実績(平成20年度～平成24年度の廃止局数は年平均1,090局。平成25年度は1,363局)を上回るとともに、当該無線局の再免許申請件数が減少する(平成20年度～平成24年度は年平均92局。平成25年度は19局)など、平成27年度の目標達成に向け、着実に進行している。</p>	

	次期目標等への反映の方向性	<p>・測定指標3については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。なお、次期目標設定に当たっては、国民のオンライン利用及びユーザビリティのさらなる向上を図ること、申請件数が年度で変動することに伴って電子申請率も変動することを考慮し、3か年平均で73%とした。</p> <p>・測定指標4については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。なお、これまでの測定指標では、成果実績が基準を超えている件数の割合の把握にとどまっていたため、次期目標設定に当たっては、成果実績が全体的に基準からどの程度達成できているかを把握できる指標として、外部の有識者による評価点数の平均が、10点中7.5点を超えることを目標とする。</p> <p>・測定指標5については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。目標指標と実績値はおおむね同等の水準であり総務省が良好な電波利用環境の整備・維持を図るため維持すべき水準である。よって、次期目標設定に当たっては、引き続き、現在の標準周波数の精度を目標とする。</p> <p>・測定指標6(1)については、政策分析のとおり、目標を達成することはできなかったものの、予算執行の効率化を図るため、開催回数の見直しを図る一方、内容の充実を図るなど重点化を行っており、達成に向け、一定の進展があったと認められることから、引き続き取組を推進していく。本測定指標の次期目標設定に当たっては、開催内容のさらなる充実化を図ることで、より効果的なアプローチを図るため、各地方局ごとに年1回以上、全体で年15回の開催を目標とする。</p> <p>・測定指標6(2)については、政策分析のとおり、目標を大幅に達成することができた。今後も、これまでと同等以上の周知啓発活動を行うことにより、全国各地域において、より多くの国民にアプローチできると考えられるため、本測定指標の次期目標設定に当たっては、年3,000件の活動を目標とする。</p> <p>・測定指標6(3)については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。なお、次期目標設定に当たっては、予算執行の効率化を図るため、開催回数を見直しを図る一方、メディア等を活用した幅広い手法を用いた、より効果的なアプローチによる施策の重点化を図るため、説明会方式での普及啓発については、年5回の開催を目標とする。</p> <p>・測定指標7については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。なお、これまでの測定指標では、成果実績が基準を超えている件数の割合の把握にとどまっていたため、次期目標設定に当たっては、成果実績が全体的に基準からどの程度達成できているかを把握できる指標として、外部の有識者による評価点数の平均が、課題設定型については5点中3.5点を、課題提案型については30点中18点を超えることを目標とする。</p> <p>・測定指標10については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。なお、平成25年度に「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」を開催し、不感地域解消のための今後の整備方針を明確にした。このため、次期目標設定に当たっては、平成26年度から平成28年度までの間に携帯電話サービスエリア外人口(整備要望がない地域の人口を除く。)を半減し、1.7万人まで解消することを目標とする。</p> <p>・ラジオについては、地形的・地形的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等による難聴が増加しており、その解消が課題。「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)、「国土強靱化基本計画」(平成26年6月3日閣議決定)、「国土強靱化アクションプラン2014」(平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定)において、災害時における国民への情報の確実かつ迅速な提供手段の確保が求められており、国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、平成26年度から民放ラジオ難聴解消支援事業を実施。本事業は、必要最小の空中線電力の中継局を整備することによって難聴解消を図るものであり、無線局全体の受益を直接の目的とする電波利用共益事務に該当し、施策目標への貢献が認められるため、平成26年度事前分析表に測定指標15として反映した。測定指標の目標値については、AM放送局(親局)に係る難聴(都市型難聴、地形的・地形的難聴、外国波混信による難聴)を解消するためのFM中継局の整備率は、施策目標の達成度合いを測るために必要であることから、平成26年度に5%とすることを目標とする(平成26年4月時点は、0%)。</p> <p>(平成27年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続</p>
--	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○総務副大臣及び総務大臣政務官が主催する「電波利用料の見直しに関する検討会」(平成25年3月4日開催～)において電波利用料制度の在り方について御議論いただいた。</p> <p>「電波利用料の見直しに関する検討会」構成員 飯塚 留美 一般財団法人マルチメディア振興センター 電波利用調査部 主席研究員 北 俊一 株式会社野村総合研究所 上席コンサルタント 関根 かをり 明治大学 理工学部 教授 高田 潤一 東京工業大学大学院 理工学研究科 教授 多賀谷 一照 獨協大学 法学部 教授 土井 美和子 株式会社東芝 研究開発センター 首席技監 林 秀弥 名古屋大学大学院 法学研究科 教授 森川 博之 東京大学 先端科学技術研究センター 教授 柳川 範之 東京大学大学院 経済学研究科・経済学部 教授 湧口 清隆 相模女子大学 人間社会学部 教授 吉川 尚宏 A.T.カーニー株式会社 パートナー</p> <p>○平成26年7月、明治大学公共政策大学院がバナンス研究科の北大路教授から基本目標の記述について、東京大学大学院教育学研究科の山本教授及び岩手県立大学総合政策学部の西出教授から、評価結果(目標達成度合いの測定結果及び政策の分析の記述)について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○電波利用料の見直しに関する検討会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denpa_minaoshi/index.html)</p> <p>○電波利用料制度 (http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/index.htm)</p>
---------------------------	--

担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他8課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 越後 和徳	政策評価実施時期	平成26年8月
---------	------------------------------------	--------	--	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

平成26年度主要な政策に係る評価書

(総務省25-①)

政策名 ^(※1)	政策17: 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	分野	国民生活と安心・安全			
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること					
基本目標 【達成すべき目標】	先の大戦における一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくとともに、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦を継承すること等を推進する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	894,940	756,893	678,822	678,078
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	894,940	756,893	678,822	
執行額(千円)		829,303	698,277			

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 ^(※3)
一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくこと	1 戦災に関する展示会の来場者数	1,301名 【19~23年度実績から推計】	1,102名 【25年度】	1,300名 【25年度】	口
兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦を継承すること	2 平和祈念資料の展示会等の来場者数	54,132名 【24年度】	51,308名 【25年度】	50,000名 【25年度】	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果 ^(※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	一方の測定指標では目標が達成され、他方の測定指標もおおむね目標に近い実績を示しているため
	政策の分析	<p>一般戦災死没者の追悼に関する業務については、戦災に関する展示会の開催地で桜島噴火による降灰があったものの、適切な広報の実施により来場者数の確保に努め、おおむね目標に近い実績を示すことができた。現に戦災に遭った都市で展示会を開催し、相当数の来場者を得ることによって、一般戦災死没者の追悼に有効かつ効率的に資することができたものと考えられる。</p> <p>なお、政府主催の全国戦没者追悼式へ参列する一般戦災死没者の遺族代表に対し旅費を支給するなど、施策目標に現れないものについても推進した。</p> <p>また、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦に関する業務については、広報予算の削減等もあり平和祈念資料の展示会等の来場者数は平成24年度を下回ったものの、資料の入替えや展示面積の拡大により、常設展示及び館内特別企画展を充実させるとともに、団体誘致のため旅行代理店等に対し積極的な営業活動を行い、目標を達成することができた。展示内容の充実と来場形態を踏まえたアプローチを行い、相当数の来場者を得ることによって、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦について国民の理解を深める機会を提供することに有効かつ効率的に寄与することができたものと考えられる。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>一般戦災死没者追悼等の事業のうち戦災に関する展示会については、平成26年度をもって戦災遺族会のある戦災都市を一巡し、一定の成果を挙げる見込みとなったため、平成26年度をもって終了予定。ただし、上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、引き続き一般戦災死没者追悼等の事業を実施していく必要がある。</p> <p>なお、戦災に関する展示会又は平和祈念資料の展示会等への来場は、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深め、又は兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦について国民の理解を深める機会を提供することにつながるから、測定指標として来場者数は妥当性を有するものと考えられる。また、貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくため、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦に関する所蔵資料の総合的な目録を作成することとした。その上で、平成26年度より「所蔵資料の総合的な目録の作成」を新たな指標として設定することとしている。</p> <p>(平成27年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>II 予算の継続</p>		

学識経験者を有する者の知見の活用	<p>平和祈念資料の展示会等を開催するに当たり、実施内容の適切性を確保し、効果的・効率的な運営を行うための有識者会議(平和祈念事業アドバイザーボード。平成25年度3回開催。座長: 亀井昭宏早稲田大学名誉教授)を開催し、当該事業内容について、点検や助言を受け、事業内容を逐次改善。</p> <p>収蔵庫にある実物資料の有効活用について御意見をいただいたことから、施策目標を踏まえた常設展の展示物の入替え等を実施する予定。</p>
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局課室名	大臣官房総務課管理室	作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 加瀬 徳幸	政策評価実施時期	平成26年8月
---------	------------	--------	----------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「-」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。